

「学校支援地域本部事業」

ひょうご学校応援
ボランティア補償制度
のご案内

【一財】兵庫県学校厚生会

「ひょうご学校応援ボランティア補償制度」のご案内

この補償制度は、「学校支援地域本部事業」の実施に伴い、各市郡町実行委員会に登録される学校支援ボランティアの方が、①偶然な外来の事故によりケガをされたり、死亡をされたり、②かぶれ（接触性皮膚炎）もしくは③細菌性食中毒を発病した場合に、「学校支援地域本部事業」ひょうご学校応援ボランティアに関する見舞金支給規程に従い、「身体障害見舞金」をお支払いするものです。

補償期間は、自宅と事業参加のために集合する所定の場所との間を合理的な経路および方法により往復する間となっております。

ただし、この制度のご利用にあたっては、以下の2点が条件となります。

- 各市郡町教育委員会と登録された学校支援ボランティアの間で「学校支援地域本部事業」ひょうご学校応援ボランティアに関する見舞金の支給内容（支給対象者・支給条件・支給額等）について約定されていること。
- 支給対象者の住所、氏名等が管理されており、必要な場合には確認できること。

見舞金を支払いする事故について

具体的な事故例

- ◆ 「学校支援地域本部事業」に参加中、事故により不幸にして死亡されたとき
- ◆ 施設内において、階段で足を踏み外してケガをされたとき
- ◆ 活動中または集合場所に集まる途中で車にはねられてケガをされたとき
- ◆ 施設の機械操作を誤り、火傷を負ったとき
- ◆ 作業中に、手にかぶれが発生したとき
- ◆ 提供された弁当で細菌性食中毒が発生したとき

お支払いする見舞金について

(1) 死亡見舞金

事故の日からその日を含めて180日以内に、そのケガ等のために死亡されたときは、死亡見舞金をお支払いします。

(2) 後遺障害見舞金

事故の日からその日を含めて180日以内に、そのケガ等のため後遺障害が生じたときは、その程度に応じて、後遺障害見舞金をお支払いします。

(3) 入院見舞金

ケガ等による入院（入院に準じた状態を含みます）の日数（事故の日からその日を含めて180日以内）に応じて、入院見舞金をお支払いします。

(4) 手術見舞金

入院見舞金が支払われる場合、その治療のために手術を受けたときは、手術の種類に応じて手術見舞金をお支払いします。

(5) 通院見舞金

事故の日からその日を含めて180日以内のケガ等による通院（往診を含みま

す）の日数に応じて、通院見舞金をお支払いします。

ただし、平常の業務または生活に支障がない程度になおったとき以降の通院に対してはお支払いできません。

<ご注意>

- ・身体障害見舞金は、健康保険・生命保険などとは関係なくお支払いします。

見舞金をお支払いできない主な場合

- (1) 故意によるケガ、または自殺行為や犯罪行為によるケガ
- (2) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの
- (3) 戦争・暴動によるケガ
- (4) はり・灸による治療
- (5) 疾病に起因するもの（接触性皮膚炎、細菌性食中毒は除きます。）
- (6) 地震、噴火またはこれらによる津波によるケガ
- (7) 食あたり、下痢

事故対応について

事故の対応はすべて兵庫県学校厚生会にて行います。

ご契約単位について

各市町実行委員会単位でのご契約となります。
(学校単位でのお申込みはできません。)

補償内容について

補 償 内 容			
ひょうご学校応援ボランティア	死亡・後遺障害見舞金	1000万円	
	入院見舞金	(1～3日)	8,000円
		(4～6日)	20,000円
		(7～10日)	32,000円
		(11～20日)	60,000円
		(21～30日)	100,000円
(31日以上)		150,000円	
手術見舞金(入院後)	種類に応じて	4万、8万、16万円	
通院見舞金	(1～3日)	4,000円	
	(4～6日)	10,000円	
	(7～10日)	16,000円	
	(11～20日)	30,000円	
	(21～30日)	50,000円	
	(31日以上)	75,000円	

ご契約までの流れについて

- 1) 各市町実行委員会より補償制度係に連絡
↓
- 2) 申込書・振込用紙郵送
↓
- 3) お申込み時点の学級数 × 1,200円をお振込み。
↓
- 4) 補償開始(着金確認日以降、任意の日から1年間)

掛金について

1クラスにつき 1,200円

- 小学校1～6年・中学校1～3年のクラス数（特別支援学級は除く）
- 複式学級は1クラスでカウントしてください。

補償期間について

- 各市町実行委員会からご入金（着金確認日）以降、任意の日から1年間

お問い合わせ先

(一財) 兵庫県学校厚生会
ひょうご学校応援ボランティア補償制度係
〒 650-0012
神戸市中央区北長狭通4-7-34
TEL 078-331-9974 (直通)
FAX 078-331-9910